

# 姫路河川国道事務所道路関係風水害対策部運営計画

## 第1条（目的）

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、姫路河川国道事務所の所掌に係る一般国道に風水害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し、防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

## 第2条（風水害対策部の設置）

前条の目的を達成するため姫路河川国道事務所に姫路河川国道事務所道路関係風水害対策部（以下「対策部」という）を置く。

## 第3条（組織及び業務分担）

1. 対策部の組織は【V 表（1）】のとおりとし、各班、各掛の業務分担は【V 表（2）】のとおりとする。
2. 対策部長は事務所長、対策副部長は副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

## 第4条（警戒体制等の発令）【Ⅷ 様式－1，2】

1. 風水害対策部長は、気象情報等の適用区分に基づき警戒体制の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 各区域における気象情報等の適用区分及び体制対象雨量は次のとおりとする。

### 【体制区域別対象雨量】

路線	体制区域	延長 (km)	雨量観測所名 (テレメータ)	注意体制強化対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量 (通行止)
2	自 赤穂郡上郡町梨ヶ原 至 赤穂郡上郡町梨ヶ原 [129.0kp～130.0kp]	1.0	落地雨量観測所 [船坂山雨量観測所(※)]	mm 150	mm 200	mm [250]
29	自 宍粟市波賀町原 至 " " 戸倉 [54.7kp～67.2kp]	10.9	引原雨量観測所	100	120	160
29	自 宍粟市波賀町戸倉 至 " " 戸倉峠 [68.3kp～71.5kp]	3.2	戸倉雨量観測所	120	160	200
2 29	その他の地域	118.0	Ⅱ-5 第10条の観測所 による	160	200	—

注) 雨量は連続雨量とする。連続雨量は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断するものとし、原則として「降り始め」からの降雨量の累計とする。「降り始め」は、随時の時間雨量が2mm以下の場合、0mmとみなす。「降り終わり」は、随時の時間雨量が2mm以下で3時間以上続いた場合、その時点で0mmとする。ただし、梅雨期等のように前に相当の降雨（基準雨量程度）があったり、以後相当の降雨が予想される時はこの限りではない。

※ 梨ヶ原の非常体制対象雨量は、船坂山雨量観測所（岡山国道事務所の雨量観測所）とする。ただし、岡山国道事務所との協議により変更する場合がある。

【気象情報適用区域】

路線	区 域	気象台名
2	明石市魚住町～赤穂郡上郡町	神戸地方気象台
29	揖保郡太子町～宍粟市波賀町皆木	〃
〃	宍粟市波賀町原～宍粟市波賀町戸倉峠	〃 豊岡特別地域気象観測所（参考）

3. 警戒体制等の区分及び発令基準は次のとおりとする。

体制区分	発 令 基 準
注 意 体 制 (注意強化体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国又は兵庫県等の管理する河川の「はん濫注意情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。</li> <li>2) 雨に関する注意報若しくは警報（以下「注意報等」という。）が発表され、対策部長が必要と判断した場合。</li> <li>3) 注意報等の発表下で連続雨量が別に定める注意体制強化対象雨量に達した場合。</li> <li>4) 道路対策本部長が指示した場合。</li> <li>5) 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>
警 戒 体 制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国又は兵庫県等の管理する河川の「はん濫警戒情報」「はん濫危険情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。</li> <li>2) 注意報等の発表下で連続雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達した場合。</li> <li>3) 道路災害により通行規制を行う必要がある場合。</li> <li>4) 道路対策本部長が指示した場合。</li> <li>5) 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>
非 常 体 制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国又は兵庫県等の管理する河川の「はん濫発生情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。</li> <li>2) 注意報等の発表下で連続雨量が別に定める非常体制対象雨量に達した場合。</li> <li>3) 重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。</li> <li>4) 通行止が発生した時又は緊急事態が予測される場合。</li> <li>5) 道路対策本部長が指示した場合。</li> <li>6) 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>

注) 道路対策本部長とは、近畿地方整備局道路部風水害対策本部運営計画に基づいて定められる者を言う。

# 姫路河川国道事務所道路関係地震災害対策部運営計画

## 第1条（目的）

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、姫路河川国道事務所の所掌に係る一般国道に地震災害が発生した時、若しくは地震により津波等のおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し、防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

## 第2条（地震災害対策部の設置）

前条の目的を達成するため姫路河川国道事務所に姫路河川国道事務所道路関係地震災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

## 第3条（組織及び業務分担）

1. 対策部の組織は【V 表（1）】のとおりとし、各班、各掛の業務分担は【V 表（2）】のとおりとする。
2. 対策部長は事務所長、対策副部長は副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

## 第4条（警戒体制等の発令）【Ⅷ 様式-1, 2】

1. 地震災害対策部長は、地震情報等の適用区分に基づき警戒体制の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 警戒体制の発令の基準は次のとおりとする。

	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 管内に震度4の地震が発生した場合。 (勤務時間外は注意体制[連絡]を試行的に導入) 2) 対策部長が必要と判断した場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。
警 戒 体 制	1) 管内に震度5弱または5強の地震が発生した場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。
非 常 体 制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合。 2) 地震による重大な災害が発生した場合。 3) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合。 4) 対策部長が必要と判断した場合。 5) 道路対策本部長が指示した場合。

注) 道路対策本部長とは、近畿地方整備局道路部地震災害対策本部運営計画に基づいて定められる者を言う。

注) 「管内」とは、明石市、加古川市、高砂市、姫路市、太子町、たつの市、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市をいう。

## 姫路河川国道事務所道路災害対策部運営計画

### 第1条（目的）

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、姫路河川国道事務所の所掌に係る一般国道に災害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し、防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

### 第2条（道路災害対策部の設置）

前条の目的を達成するため姫路河川国道事務所に姫路河川国道事務所道路災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

### 第3条（組織及び業務分担）

1. 対策部の組織は【V 表（1）】のとおりとし、各班、各掛の業務分担は【V 表（2）】のとおりとする。
2. 対策部長は事務所長、対策副部長は副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

### 第4条（警戒体制等の発令）【Ⅷ 様式-1, 2】

1. 道路災害対策部長は、道路災害情報等に基づき警戒体制の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 警戒体制の発令の基準は次のとおりとする。

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 道路災害による通行規制の恐れがある場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。
警戒体制	1) 道路災害が発生し、通行規制が生じた場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。
非常体制	1) 道路災害が発生し、重大な被害が発生した場合。 2) 対策部長が必要と判断した場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。

注) 道路対策本部長とは、近畿地方整備局道路部道路災害対策本部運営計画に基づいて定められる者を言う。